

報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

江別市長 後藤 好人

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成5年3月26日議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

江別市長 後藤 好人

記

- 1 賠償の理由 令和7年1月21日午後4時35分頃、江別市野幌東町4番地の地先で発生した交通事故（人的損害）の損害賠償
- 2 賠償の金額 16,950円
- 3 賠償の相手方 被害者
法定代理人 親権者